

第 13 号議案

「中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2025 年）1 月 24 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

「中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案を令和 7 年第 1 回中野区議会定例会に議案として提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

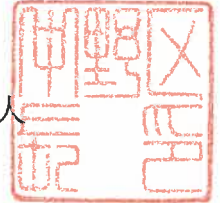
「中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正に係る意見について

「中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案を令和7年第1回中野区議会定例会に議案として提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

6中総総第2905号
令和7年1月14日

中野区教育委員会
教育長 田代 雅規 様

中野区長 酒井 直人



教育委員会委員の報酬の額の改定に係る意見聴取について

「中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案を令和7年第1回中野区議会定例会に議案として送付する予定です。

つきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会のご意見をうかがいます。

記

1 改正内容

令和4年から令和6年の間の区長等の特別職の給料月額の改定を勘案し、委員の報酬の月額4.11%相当を増額改定する

	改定額	現行	差
教育委員	306,000 円	293,000 円	13,000 円

※増額相当額については、千円未満切り上げとする。

2 議案文及び新旧対照表
別添のとおり

3 施行年月日
令和7年4月1日

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「293,000円」を「306,000円」に改め、同表選挙管理委員会の項中「281,000円」を「293,000円」に、「254,000円」を「265,000円」に改め、同表監査委員の項中「137,000円」を「143,000円」に、「281,000円」を「293,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案

第1条～第5条（略）
附 則（略）
別表（第2条関係）

委員会等	委員等の職	報酬の額
教育委員会	委員	月額306,000円
選挙管理委員会	委員長	月額293,000円
	委員	月額265,000円
	補充員	日額8,600円
監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額143,000円
	識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額293,000円

備考（略）

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

現行

第1条～第5条（略）
附 則（略）
別表（第2条関係）

委員会等	委員等の職	報酬の額
教育委員会	委員	月額293,000円
選挙管理委員会	委員長	月額281,000円
	委員	月額254,000円
	補充員	日額8,600円
監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額137,000円
	識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額281,000円

備考（略）